



※施設の所在地、電話番号は、白石5ページの施設一覧をご覧ください。

**◎自強術教室**  
呼吸法を取り入れた健康体操を学びます。  
日時 2月6日～27日の金曜。午前10時～正午。全4回。  
対象 区内にお住まいかお勤めの15歳以上の方（中学・高

**白石東地区センターから**  
〒100-8232  
申込先・詳細 北白石地区センター ☎(874) 8232

②初めてのエクセル講座  
日時 2月16日(月)、17日(火)、18日(水)、23日(月)、27日(金)、3月3日(火)午後1時30分～3時30分。全6回。  
対象 区内にお住まいかお勤めの15歳以上の方（中学・高校生を除く）。

定員 20人（先着順）。  
費用 受講料3千400円。教材費6千円。  
申込 1月20日(火)～2月10日(火)の午前9時～午後5時に電話か窓口で。

③アイヌ刺繍講座  
日時 2月20日(金)、27日(金)、3月6日(金)、20日(祝)午後1時30分～4時30分。全4回。  
対象 区内にお住まいかお勤めの15歳以上の方（中学・高校生を除く）。

定員 20人（先着順）。  
費用 受講料3千400円。教材費千円。  
申込 1月27日(火)～30日(金)の午前9時～午後5時に電話か窓口で。

④多目的ホール開放（パドミントン）  
日時 1月10日(土)、17日(土)午前9時～正午。  
対象 区内の小学生とその保護者。

⑤読み聞かせ会  
日時 1月17日(土)午前10時30分。  
対象 小学校低学年までの子どもとその保護者。

⑥白石区成人の日行事  
案内状を受け取っていない方、紛失された方は、当日、受け付けの際にお申し出ください。  
日時 1月12日(祝)午後2時。受け付けは午後1時30分。  
会場 札幌コンベンションセンター（東札幌6条1丁目）。  
対象 昭和63年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方。

◎多目的ホール開放（パドミントン）  
日時 1月10日(土)、17日(土)午前9時～正午。  
対象 区内の小学生とその保護者。

◎読み聞かせ会  
日時 1月17日(土)午前10時30分。  
対象 小学校低学年までの子どもとその保護者。

◎白石区成人の日行事  
案内状を受け取っていない方、紛失された方は、当日、受け付けの際にお申し出ください。  
日時 1月12日(祝)午後2時。受け付けは午後1時30分。  
会場 札幌コンベンションセンター（東札幌6条1丁目）。  
対象 昭和63年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方。

◎多目的ホール開放（パドミントン）  
日時 1月10日(土)、17日(土)午前9時～正午。  
対象 区内の小学生とその保護者。

◎読み聞かせ会  
日時 1月17日(土)午前10時30分。  
対象 小学校低学年までの子どもとその保護者。

◎白石区成人の日行事  
案内状を受け取っていない方、紛失された方は、当日、受け付けの際にお申し出ください。  
日時 1月12日(祝)午後2時。受け付けは午後1時30分。  
会場 札幌コンベンションセンター（東札幌6条1丁目）。  
対象 昭和63年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方。

◎多目的ホール開放（パドミントン）  
日時 1月10日(土)、17日(土)午前9時～正午。  
対象 区内の小学生とその保護者。

◎読み聞かせ会  
日時 1月17日(土)午前10時30分。  
対象 小学校低学年までの子どもとその保護者。

◎白石区成人の日行事  
案内状を受け取っていない方、紛失された方は、当日、受け付けの際にお申し出ください。  
日時 1月12日(祝)午後2時。受け付けは午後1時30分。  
会場 札幌コンベンションセンター（東札幌6条1丁目）。  
対象 昭和63年4月2日～平成元年4月1日に生まれた方。

◎多目的ホール開放（パドミントン）  
日時 1月10日(土)、17日(土)午前9時～正午。  
対象 区内の小学生とその保護者。



**教えて！しろっぴー**  
「住所変更の届出に行けない。どうしたらよいか？」



もうすぐ転勤や就職、入学などで引っ越しが多くなるシーズン。忘れてはいけないのが区役所での住所変更の届け出です。でも、何かと忙しくて手続きに来ることが難しいこともあるのではないのでしょうか。今回は、そうした場合の届け出方法をご紹介します。

**1 住所変更の届け出は代理人に頼むことができます**

代理人が届け出する場合、委任状が必要です（同一世帯の方が届け出をする場合は不要）。この際、窓口に来る方のお名前を確認できるもの（運転免許証か健康保険証、年金手帳など）をお持ちください。

**2 他の市町村へ転出する際の届け出は郵送でもできます（これ以外の住所変更は郵送での届け出不可）**

○札幌市から転出する場合

下記の書類をお住まいの区の区役所へお送りください。新住所市町村での転入届に必要な転出証明書を送付します。

(1)申請書（便せんなどに以下の項目を記入）

- ①転出証明書を請求する旨 ②異動する方全員の氏名、生年月日
- ③旧住所、新住所、転出日 ④日中連絡の取れる電話番号

(2)返信用封筒（定形の封筒にあて先を記入し、80円分の切手を張る）

(3)名前確認書類（運転免許証か健康保険証、年金手帳など）の写し

○転出届を出さずに他の市町村から札幌市に転入した場合

上記(1)～(3)の書類を旧住所市町村の役所（役場）へ送付し、転出証明書を取り寄せてください。

転出証明書が届いたら、お住まいの区の区役所で転入手続きを行ってください。

**住民登録は各種行政サービスの基礎となるものです。引っ越した方や現住所で住民登録をされていない方は、速やかに届け出を行きましょう。**

【詳細】 区戸籍住民課 ☎ 861-2400 内線 232

※委任状や転出届の様式はホームページからダウンロードすることもできます。

申請書・届出書ダウンロードサービス <http://www1.city.sapporo.jp/download/shinsei/>

**皆さんからの質問を募集！**

区役所の仕事で問い合わせの多いものについて解説する「教えて！しろっぴー」のコーナーでは、随時、皆さんからの質問を募集しております。

質問に住所・氏名・年齢・電話番号を添えて、はがきかファクス、Eメールで区総務企画課広聴係までお寄せください（あて先は白石1ページ参照）。

※質問は、区役所業務に関するものとし、個人的なご要望やお問い合わせについては対象外とします。

※掲載する質問の選定は広聴係で行いますので、ご了承ください。

